

議案第 110 号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 2 号イ中「4,100 円」を「4,200 円」に改め、同号ウ中「6,500 円」を「7,100 円」に改め、同号エ中「8,900 円」を「10,000 円」に改め、同号オ中「11,300 円」を「12,900 円」に改め、同号カ中「13,700 円」を「15,800 円」に改め、同号キ中「16,100 円」を「18,700 円」に改め、同号ク中「18,500 円」を「21,600 円」に改め、同号ケ中「20,900 円」を「24,400 円」に改め、同号コ中「21,800 円」を「26,200 円」に改め、同号サ中「22,700 円」を「28,000 円」に改め、同号シ中「23,600 円」を「29,800 円」に改め、同号ス中「24,500 円」を「31,600 円」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に、「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に改める。

附則第 11 項中「100 分の 1.3125」を「100 分の 1.5375」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 102.5」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

第2条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第9条の3第4項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第10条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第17条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第19条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第20条の2中「及び第10条の2」を削る。

附則第8項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第11項中「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条から第8条まで及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（松阪市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び附則第11項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第19条第2項及び附則第11項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下この条において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第8項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある

と認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

第 6 条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 5 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第○号）附則第 5 条の規定による給料の額との合計額」とする。

第 7 条 附則第 5 条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 18 条第 5 項（給与条例第 19 条第 4 項において準用する場合及び松阪市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 46 号）第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第 18 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第○号）附則第 5 条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第 8 条 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条の 3 第 2 項第 1 号	100 分の 20	100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 2 号	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 3 号	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 4 号	100 分の 12	100 分の 12 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 5 号	100 分の 10	100 分の 10 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 6 号	100 分の 6	100 分の 6 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 2 項第 7 号	100 分の 3	100 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 9 条の 3 第 4 項	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で規則で定める割合

第 10 条の 2 第 2 項	30,000 円	30,000 円を超えない範囲内で規則で定める額
--------------------	----------	--------------------------

(規則への委任)

第 9 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 10 条 松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条の表第 20 条の 2 の項を次のように改める。

第 20 条の 2	第 8 条から第 9 条の 2 まで	第 8 条から第 9 条の 2 まで及び第 10 条の 2
	再任用職員	短時間勤務職員